

会 議 錄

会議の名称	令和5年度第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会
開催日時	午前・午後 1時45分から 令和5年8月3日(木) 午前・午後 3時00分まで
開催場所	市役所本庁舎3階 301会議室
出席委員	橋本正明委員長、山口由美副委員長、牧田和也委員、篠原美穂子委員、畠中典子委員、原愛委員、番場双葉委員、中島栄委員、稻垣一久委員、納谷眞委員、笛川二三子委員、計11名
事務局職員	いきいき健康部長 平野静香、介護保険課長 今村治美、介護保険課副課長兼事業計画係長 栗山晃代、介護保険課副課長兼介護予防係長 鈴木泉、介護予防係主任保健師 島田彩、長寿はつらつ課長 加藤宏幸、長寿はつらつ課安心サポート係長 土田祐輔、総合福祉部副部長兼福祉政策課長 山口聰 計8名
会議内容	1 開会 2 議題 (1) 第8期計画における施策・事業評価について (2) 第9期計画策定に向けた課題について (3) その他 3 閉会
会議資料	資料1 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期計画における施策・事業評価について 資料2 新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第9期計画に向けた課題について 資料3 資料1・2の補足説明資料 (当日配布資料) ・事前提出資料に関する御意見や御質問に対する回答 ・令和5年度版新座市地域活動マップ ・新座市版エンディングノート
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0人)
その他の必要事項	

審議の内容（審議経過、結論等）

1 開会

新座市介護保険事業計画等推進委員会の橋本正明委員長から挨拶

2 議題 [○委員長発言 ○委員発言 ●事務局発言]

●（欠席者の報告、事前に送付した資料の確認を行う。）

本日配付した資料として、まず、「自分らしく生きるために」という新座市版エンディングノート、それから、青い、新座市地域活動マップ、また、皆様の御意見に関して、第2回新座市介護保険事業計画等推進委員会委員の皆様からの事前提出資料に関する御意見や御質問に対する回答となります。

(1) 第8期計画における施策・事業評価について

◎ それでは、早速、協議に入りたいと存じます。まず、議題1でございますが、第8期計画における施策・事業評価について、事務局からの御説明をお願いいたします。担当がいくつか分かれるかと思います。それぞれ担当から御説明をいたければと思います。

● 介護保険課事業計画係の栗山と申します。

議題1の御説明に入る前に、事務局から説明等について補足をさせていただきます。今回の委員会に関する資料を事前に委員の皆様にお送りさせていただきまして、事前に質問と御意見を委員の皆様から頂戴しております。質問に関しましては、担当からの説明の後、続けて回答をさせていただきます。また、御意見に関しましては、2名の委員から御意見を頂戴しておりますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。読み上げに関しては割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、議題1について御説明申し上げます。横長の資料1を御覧ください。資料1は、令和4年第2回委員会においてお示しした資料から内容を更新し、令和4年度の実績が確定した資料になっております。令和5年度の実績については、現時点での実績値や見込み値を出せるものについては数値を記載しております。私からは、介護保険課介護予防係と長寿はつらつ課以外の事業の主なものについて御説明申し上げます。表の一番左側、枠の外に通し番号を振ってございますので、その番号で御説明をいたします。

初めに、1ページ目の1番から3番を御覧ください。介護予防・生活支援サービス事業になります。訪問型、通所型とともに、従前相当サービスとサービスAを本市は実施しております、継続中でございます。サービスB、C、Dにつきましては、他の市町村の好事例等も参考にしながら、今後も調査・研究を進めてまいります。サービスCの検討を進める中で、ケアマネジャーの質の確保や支援が最優先と考え、令和3年度から継続して、ケアマネジャー向けの研修を実施しております。介護予防・生活支援サービスにつきましては、9期に向け、改めて課題の整理等を進めてまいりたいと存じます。

次に、6ページの48番、49番を御覧ください。福祉政策課の生活支援体制整備事業につきましては、第1層コーディネーター1名、第2層コーディネー

ター6名を配置し、事業を継続しております。今後も、関係機関と連携し、事業の展開について検討してまいります。

次に、7ページの56番を御覧ください。7ページの56番から8ページの65番にかけて、任意事業として行っている給付適正化事業について記載しております。国からのデータ等を活用し、不適切な給付がないかの点検を実施しております。さらに、受給者本人に対し給付状況等を通知し再確認していただくことで、受給者や事業者に適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図っております。また、給付の適正化を目的として、居宅介護支援所を対象とした研修も実施しており、来年度も継続して実施する予定でございます。

次に、13ページ、101番以降を確認ください。高齢者一般施策として、生涯学習スポーツ課が高齢者の方の生涯スポーツや学習活動の推進の取組を実施しております。また、教育支援課では、学校教育における福祉教育の推進の取組を実施しております。106番のこころのバリアフリー施策の推進をいたしまして、今年度、約4年ぶりに福祉フェスティバルを開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に引き下げられたことから、以前実施していた活動が可能となってきております。その点も踏まえまして、今後の取組の方法について検討していく必要があると考えております。

最後に、14ページの110番、111番を御覧ください。有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅への新座市民の入所者数割合は、「現状・課題」の欄には令和4年3月時点の情報が書いてございますが、令和5年3月時点の情報がまとまりましたので、その数値をお伝えいたします。110番の有料老人ホームへの新座市民の入所者数割合は38%、111番のサービス付き高齢者向け住宅への新座市民の入所者数割合は49%となっております。どちらの施設につきましても、空室も一定数見られることから、現時点では整備を急ぐものではないと考えております。引き続き利用状況等を把握し、埼玉県にも情報提供を行ってまいります。

次に、先ほど机上で配付いたしました、委員会の皆様からの御意見や御質問に対する回答を御覧ください。今回の事業計画係の担当事業について、1名の委員から御質問が出ておりますので、回答いたします。2ページ目を御覧ください。2点御質問いただいております。

1点目の御質問です。訪問型サービスAについては、金額の問題が何よりも大きいのではないかと感じるのですが、認定訪問員の養成は打開策につながるのでしょうか。

2点目の御質問です。訪問型サービスCについては、ケアマネジャーの質の確保を優先するとありますが、理由について、もう少し詳しく教えてください。

まず、1点目につきまして、事務局から回答申し上げます。事業者向けの調査を実施した中で、サービスAについても御意見を伺いました。その結果、Aの担い手がいない、報酬単価が低い、身体介護・見守りが必要な方も多く、サービス自体、使いづらいという声が多い結果となりました。担い手がいないという声が実際に上がっていることから、養成講座の実施も有用と考えておりますが、報酬単価の設定も含め、サービスAの制度自体、見直しが必要だと考えております。

次に、2点目の御質問に対する回答になります。訪問型サービスCは、比較的短期間で状態の改善が見込まれる場合に、短期集中予防サービスを提供するもので、平成30年4月から開始する予定で調整を進めておりましたが、実施を現在保留しております。その理由をいたしまして、サービスC利用後の受皿となる

居場所が整っていないことや送迎の手配ができていないことなどのほか、年々、多種多様化するサービスへの理解を深めることや、計画への位置づけを行うケアマネジャーの理解をさらに深めていくことが必要と考えまして、ケアマネジャー向けの研修等を実施し、質の確保を最優先としております。

次に、介護保険課の介護予防係から御説明を申し上げます。

- 介護予防係の島田です。続きまして、地域支援事業について、主な事業について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、1ページの6番ですが、一般介護予防事業・介護予防ガイドブックの配布について記述しております。令和4年度は、北部第一圏域に高齢者相談センターが増設されたことに伴い、当ガイドブックの安心生活編を作成し、各公共施設等に配置しております。また、令和4年度から新規に、地域活動団体の紹介に特化した地域活動マップを作成し、65歳以上の市民の属する世帯に配布いたしました。本冊子については、市民から反響も多く、市民一人一人が御自身の希望に添った通いの場を探し出せるきっかけづくりになったと思われます。本年度版も7月に出来上がったばかりであり、昨年同様に、市民の方に配布しているところでございます。

そのほか、3ページの24番まで、一般介護予防事業として、市民一人一人が自ら介護予防活動に取り組む契機となることを目的に、様々な事業を展開しているところです。

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止や、事業の規模の縮小をしておりましたが、令和4年度は、新しい生活様式を踏まえ、感染対策を講じながら、転院や回数の増加等、事業の規模を少しずつ増やした結果、複数の事業において、令和3年度と比較して参加人数の増加が見られております。

一方、2ページ16番のにいざの元気推進員の養成についてですが、コロナ禍により、令和2、3年度は養成ができませんでした。令和4年度は、養成講座を開催することができ、僅かながら12名養成することができましたが、活動辞退者が一定数出ており、高齢化も進んでいることから、今後も委嘱者数が減少することが課題として挙げられます。

本年度は、新座市民総合大学を改善したプログラムで開催されるにいざプラスカレッジの1コースにおいて、元気推進員の養成、委嘱を予定しており、増員につながることを期待しており、定員の30名の応募がありました。

続きまして、6ページ45番の在宅医療・介護連携推進事業、医療・介護関係者の研修についてです。令和4年度は、初めての試みとして、朝霞地区4市と朝霞地区医師会、地域包括ケア支援室と共に研修会を開催いたしました。内容は、在宅医療・介護連携の要となる他職種間連携に資する支援記録について学ぶもので、本地域のケアマネジャー、看護師、社会福祉士と、在宅介護に携わる専門職が多数参加しました。アンケート結果では、医療、介護の現場の業務の効率化につながる等の感想を得ることができましたので、効果があったものと捉えております。

また、市内でも、ケアマネジャーをはじめとした医療、介護の専門職を対象にACPの講座を開催し、市民の方に関わりのある専門職の方への共通理解を深められる機会となったと思っております。

続きまして、6ページ50番から7ページ54番にかけて、認知症総合支援事業に関する事業を記載しております。52番の認知症カフェについては、令和4

年度より3か所で再開しており、徐々に活気を取り戻してきております。さらに、令和5年度7月からは、新しく2か所増設されております。

さらに、カフェ運営に適した事業者等への働きかけを継続して、各圏域に1か所以上の設置を目指していく予定です。

8ページ、66番から69番にかけては、家族介護支援事業を記載しております。今後ますます増加が見込まれる認知症の方について、御本人、介護をする御家族、見守りの方々への支援についての取組を国や県、他自治体の取組も参考にしながら、引き続き、認知症施策の充実に努めてまいります。

以上、介護予防係からの説明とさせていただきます。

続きまして、事前にいただいたおりました委員からの御質問について御回答申し上げます。まず、1人目の委員から2つの御質問をいただいております。

1つ目に、認知症に関する相談窓口の認知度の向上について、考えられていることがありましたらお教えくださいとの御質問をいただきました。

当課としましては、認知症に関する相談窓口も含め、高齢者の総合相談窓口として、高齢者相談センターの周知が不可欠だと考えております。多くの世代に幅広く周知していくため、広報や各種イベント等での周知を継続してまいります。

2つ目の御質問として、人生の最終段階におけるケアの在り方や、在宅での看取りについて考えるきっかけとなるエンディングノートの内容について御質問いただきましたので、新座市版エンディングノートについて御説明いたします。

今、お手元にもお配りしておりますが、本エンディングノートは、介護保険課と市内医療・介護関係者の有志で構成される、住民への普及啓発ワーキンググループによって内容を検討し、令和3年に初版を作成し、以後、毎年改定を重ねています。主なコンセプトは、終活のためだけのエンディングノートではなく、「この先の人生をよりよく生きる、よりよく終える」です。判断能力がなくなってしまったときに希望するケア方法や、亡くなった後の対応を記載する内容となっております。また、別表には、生前から死後の相談や手続に関する相談、問合せ先が一覧できるようになっております。また、身体や環境の変化に伴い考え方があわった時にも、何度も書き直せるように加工しております。

続いて、2人目の委員から、冊子やチラシなどの紙媒体の作成について、デジタル化の検討についての御質問をいただきました。冊子やチラシのデジタル化については、当課でも必要性や利便性は重々承知しており、個人情報の記載がない冊子やチラシについては、市ホームページでダウンロードできるよう掲載しております。しかしながら、現在、冊子やチラシについては、紙媒体での閲覧希望が多く、実際に事業にお申込みいただく際も、広報やチラシを御覧になった方からの申込みが多い状況です。また、冊子の在庫状況につきましては、以前、ウォーキング冊子や筋力トレーニング冊子を市内各高齢者相談センターのみに設置していた際には把握しておりましたが、近年は、より多くの方に手に取ってもらうために、市内各公共施設等に広く設置を依頼しており、詳細の把握は困難な状況です。

紙媒体を完全にデジタル化することは現状困難ですが、今後、デジタルと紙媒体の割合等も考え、市民の皆様の意見も伺いながら、DX化について検討してまいります。

続いて、3人目の委員から3点の御質問をいただきました。

1つ目に、在宅医療・介護に関して、朝霞地区4市の医療・介護リストが作成されることで、さらに連携した取組体制ができると考えてよいのでしょうかとの

御質問いただきましたが、御認識のとおりです。現在、朝霞地区4市の医療・介護リストを令和5年度完成予定で進めております。市民は、本市のみならず近隣市の医療機関、介護事業所を利用するケースも少なくありません。4市のリストを作成することにより、選択肢や情報が広がるため、事業所間同士が朝霞地区4市でさらに活発に連携が進む体制の構築を目指しております。

続いて、2つ目の御質問ですが、認知症に対して、コロナ禍で密を回避するための代替案として、認知症電話相談窓口が月1回実施されたとありますが、今後も電話相談窓口は行っていくのでしょうかとの御質問いただきました。

認知症電話相談窓口は、認知症カフェの代替として実施していたもので、現在は行っておりません。令和4年7月から市内3か所で認知症カフェを再開し、令和5年7月からは市内5か所で認知症カフェを実施しております。また、各圏域での相談先や当事者同士の関わる機会を確保するため、カフェの増設にも注力してまいります。なお、認知症に関する相談については、認知症カフェの中で対応しております。また、電話相談は、各高齢者相談センターでも受け付けております。

3つ目に、ケアマネジャーの人材確保の課題について、研修や連携を持つなど、個々のケアマネジメント力向上のためにも、具体的な実施目標はこれからでしょうかとの御質問をいただきました。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、各高齢者相談センターが年度当初に立案する事業計画の中で、介護支援専門員との関係づくりの推進や研修会の開催など、具体的な取組目標について示しております。特に介護予防ケアマネジメントに係る研修については、各センターにおいて、自圏域内の介護支援専門員に対して、年1回以上、必ず実施することとしています。今後も、高齢者相談センターによる介護支援専門員を直接的及び間接的支援に取り組み、地域包括ケアを推進してまいります。

次に、長寿はつらつ課から御説明いたします。

- 長寿はつらつ課安心サポート係の土田と申します。私からは、介護保険制度に関する高齢者の一般施策について説明をさせていただきます。

11ページを御覧ください。主なもの、数値の変化の大きいものには、変更になった事業に絞って説明をさせていただければと思います。まず、79番の重度要介護高齢者手当ですけれども、こちらは、昨年度に比べて実績値が大分減っておりますが、令和3年4月の制度改革がありまして、所得要件の変更があった関係で、非課税世帯のみの方を支給対象としました。これにより、令和4年度の実績値は、令和3年度と比較して、約300名減少しております。

次に、85番の移送サービス費助成事業ですけれども、こちらが、令和3年度頃から利用件数が急に増加しております、令和4年度の実績は、目標値を大幅に上回るという、約2倍の数値となっております。このように大幅な増加となった背景として、様々な要因が考えられますが、コロナ禍で御家族による受診同行が難しくなった時期が長く続いたことや、利用の対象となる高齢者の人数の増加と、あとケアマネジャーの皆様による制度の周知をとても一生懸命していただいたので、そういうことが要因として考えられるかと思います。

次に、89番です。緊急連絡カード配布事業ですけれども、この事業は、カード利用者、救急搬送時に必要となる情報を紙のシートに記載して、それをラミネート加工して冷蔵庫内に保管して、緊急時に救急隊などに活用してもらうためのものです。カードは、一度ラミネート加工してしまうと、記載されている情報の更新が非常にしづらいというお声を多数いただいておりまして、加筆修正がで

きなくて、古い情報のままになってしまうというデメリットを抱えておりました。

このため、より効果的に活用できるツールへの見直しを行いまして、令和5年7月に、ほかの自治体の多くのところで導入されている救急用情報キット配布事業に変更しております。

救急用情報キットは、プラスチック製の筒状の容器に緊急時に活用できる情報を記載したシート、保険証の写しやお薬手帳の写し等を入れて、冷蔵庫の中で保管するもので、こちらはプラスチックの筒の容器で守られているので、直接、紙で中を見ることが可能となっており、キットの中にあるシートは随時、加筆修正が可能ですので、情報の更新が容易に可能です。特に、かかりつけの病院が変わったりですとか、緊急連絡先で御親族の緊急連絡先を書かれる方が当然多いとは思うのですけれども、御親族が高齢化して、今まででは御兄弟が連絡先にあったのが、身寄りの方が遠い方、甥御さんなど別の方に代わったりすることもあるので、情報の更新が大変容易になるということで非常に好評いただいております。

配布対象者は、新座市に住所がある65歳以上の独り暮らしの方と高齢者のみ世帯の方で、費用は無料となっております。

議題1について、説明は以上です。

- 昨年度までの事業評価をP D C Aの評価ということで、たくさんあるので、資料の字が小さく、なかなか把握しにくいところがあったかと思いますが、状況について、御報告いただきました。それでは、委員の皆様から御意見や御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 最後に、長寿はつらつ課の方が、85番の移送サービスについて、さらに目標値を上回る状況で需要があって、増加傾向であるとおっしゃっていましたが、結局、長期目標や令和7年度目標は少ない目標を立ててらっしゃるのは、需要があっても制限するということですか。
- まだ、扶助費の部分なので、かなり数値の読めない部分がありますが、数字はそのままであります、利用をあえて抑えるとか、そういうことではありません。恐らく利用実績に応じて増えていくと思うのですが、年度によっては減少や増加が激しい部分があるので、予測が難しい部分があります、数値はこのままとなっております。9期計画に向けては、こちらを踏まえまして、大きい数値に見直しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- もう何年も何年も、新座市の交通や移動については希望がとても多くて、何とかしてほしいというのがあります。志木市も介護タクシーなどがあるので、この需要は、とても多いのだろうなと思いましたので、そこは踏まえた上で計画を作っていただければと思います。
- 評価ということで御報告いただきました。
御質問いただいていることについて御説明が事務局からありましたが、何か加えて御質問があればどうぞ。
- 丁寧に御回答いただきましてありがとうございます。どうも私は、サービスCを増やすこととケアマネジャーの質がどのようにつながるのかよくわからない

ですが、組織のやむを得ないところなのか、実際動いてないものですから、そういうことなのかなというのは受け止めます。

それから、デジタル化について、決して冊子は駄目と思っているわけではなくて、こういう活動はとてもよいと思うのですが、チラシ類が、包括支援センターに行っても、公民館に行ってもたくさん並んでいますので、その辺は少し精査していただくのがいいかなと思いました。

- ◎ ありがとうございました。それでは、そのほか御質問、御意見ございますか。他の委員の方も御質問いただいて、御回答もありましたが、何か加えて御質問はございますか。

- ありがとうございます。方向性として、認知症のことやケアマネジャーの質量等の向上が重点に感じたので、今回ケアマネジャーからの意見も見えてきて、そういうことを工夫しているのだなということが分かりましたので、全体にその辺を、包括支援センターの方なども含め、どのような方向で事業を進めていったらいいのかなと感じております。それから、ここで年1回の研修をしているとありましたけれども、年1回でいいのか、内容のことも向上させていく必要があるのかな、などいろいろなことを考えておりましたので、質問させていただきました。

- 公述人からも意見が出ていたところのことでございますよね。他にも事前に質問い合わせいただいた委員の方から何かありますでしょうか。

- 回答ありがとうございます。

まず、認知症のリスク、認知度や認知症について、どうこれから周知等考えられていくのかなというところですが、今、大学のほうでは、認知症の方はあまり来られないのですが、カフェなどを運営させていただき、そのカフェ活動の一端として講演会でしたり、学内の委員で新座市に関わっている方がいらっしゃって、小中学生のサポーター養成講座の開催等についても聞いていたりしていますが、なかなかその辺も進められない状況だと聞いております。これは私の意見ですが、大人になってからではなく、小中学生など小さいうちから、市民性といいますか、そういう部分を養成していく必要があるのではと思います。

今は、高齢の方に関しても、地域活動をしていて、何か他人事のように感じます。やってくださる方はとてもやってくださるのですが、その方たちが地域の町内会などを通して何かやろうと思ったときに、「やっぱり私はいいです」という人もかなり多いです。多分、「公」でなければ難しいという時代になってくる中で、市民性の養成といいますか、市の中でどのように、自立的に市民に担ってもらえる活動ができるか、その辺を含めて認知症サポーターのことを考えながら、自分事として捉える市民をいかに増やせるかが大切だと感じております。今後、介護保険事業計画だけではなくて、もっと広い意味で考えていかないといけないのではないかと感じています。

また、エンディングノートについてですが、見させていただいて、とても勉強になりました。今、認知機能が低下している親の介護に携わっているので、この中で自身のことや、もしもの時、というところが家族としてとても不安です。親のことなので、ある程度の本人の意思や好きなものは分かりますが、これからど

ういうふうに暮らしていくか、というところの「もしも」の時の部分がとても大事なのかなと思っています。エンディングノートや終活について、亡くなった後のことなども大事だと思いますが、あまりひとまとめにしないほうがいいのかなという意見を持っておりまして。自分らしく生きるためにどうするかというところがポイントになるので、そこを中心的にやっていくほうがいいのかなと思います。ほかのところを書いて、中心的なところを書かなかったら意味がないので、何か集中したようなものにするのはどうかと感じました。

◎ 何かそのほかお気づきの点ございますか。

介護問題、昔は、寝たきりというふうに言わされました。今は、認知症が本当にベースの介護問題だなということを強く思います。

それから、今のエンディングノートですが、介護問題というのは当事者の問題ではありますが、介護保険というのは当事者に対する保険ですけれども、実は介護者の問題なんですよね。そのことは強く意識して、介護者支援ということを考えていかなければいけないということを強く思います。

認知症については、医療の観点から、認知症の薬も何か明るいいいものが出てきたというような情報というか報道も聞いたりしますが、本当に期待をしたいところでございます。

○ まだ実際に現実にあるかというと、ないですからね。これから変わってくるとは思いますが。

○ 期待をしておきたいと存じます。それでは、議題1については、以上としてよろしいでしょうか。

(2) 第9期計画策定に向けた課題について

◎ それでは、議題2の「第9期の計画策定に向けた課題について」ということで、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

● 介護保険課の山根と申します。議題2について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。こちらの資料は、昨年度実施した3つのアンケートと、市独自で実施した事業所向けの調査の結果から見えてきました現状と課題をまとめたものになっております。調査分析の専門家である、後方にお座りいただいております株式会社ぎょうせいの方と共に作成した書類になっております。最終ページの45ページを御覧ください。各調査項目の考察を組み合わせまして、大きく課題を6つ抽出しております。

まず1つ目の課題といたしまして、課題1、介護予防・健康づくり施策の推進でございます。こちらは、2つの考察によって抽出した課題となります。

まず1つ目の考察ですが、3ページ、考察1になります。骨折・転倒予防の推進です。

多くの方が、「介護・介助が必要ない」と回答している一方で、介護や介助が必要な方に目を向けてみると、その必要性というのが見えてまいります。きっかけとなった原因は、「骨折・転倒」が多く、特に75歳以上の方が顕著となっており、健康に気を遣っている方も多く、実際に転倒リスクのある方も多くいらっしゃいます。

やいます。介護や介助を必要とせずに生活を続けるために、骨折・転倒を未然に防ぐことが重要であるということが改めて分かります。

2つ目の考察は、20ページ、考察6になります。介護予防についての周知・啓発、取組の促進です。介護予防の取組をしていない方々が半数以上いらっしゃいました。取り組んでいない理由については、「仕事をしている」が高くなっていますが、「その他」の理由として、「元気なので必要性を感じない」、「どのように取り組めばいいか分からぬ」といった意見も多数ございました。元気なうちから介護予防活動に取り組むことが大切ですが、そのためには介護予防の知識を身につけ、積極的に活動に参加することが必要です。

これらの2つの考察をまとめますと、介護が必要となるきっかけは「骨折・転倒」が多く、しかし、それを防ぐための介護予防の取組をしていない状況が見られました。取り組み方が分からぬという御意見も多いことから、周知・啓発を含め、介護予防事業をさらに進めていく必要があると捉え、課題1としております。

続きまして、45ページです。課題の2つ目は地域共生社会の構築です。こちらも、2つの考察によって抽出した課題となります。

まず1つ目の考察ですが、6ページ、考察2になります。高齢者の居場所づくりと地域活動への参加促進です。

地域の会やグループへの参加状況については、参加していない割合が非常に高くなっている一方で、参加の意向を見ますと、「参加してもよい」と感じている方も多いことが分かります。新型コロナウイルスの影響で外出を控えていた方が多くいらっしゃいますが、5類に引き下げられたことから、感染拡大前の活動が可能となってきております。潜在的に活動意欲のある方も多いことから、外出するきっかけをつくり、高齢者の居場所づくりや地域活動への参加を促進していくことが必要と考えます。

2つ目の考察は、9ページ、考察3になります。孤独・孤立対策です。調査結果によりますと、約2割の方が日常的に孤食に陥っており、特に独り暮らしの高齢者で孤食傾向が見られます。また、看病や世話をしてくれる人がいないという方も少なからず見られます。今後、孤独や孤立が問題になっていく可能性があります。そのため、交流の場を確保し、人とのつながりを持つ機会をつくることが必要と考えます。

こちらの2つの考察をまとめますと、体を動かすことや外出ができるのに、していないという状況が見られます。特に、前期高齢者の男性が閉じ籠もりがちである傾向がありました。外出するきっかけづくりや交流の場を検討していく必要があると捉え、課題2としております。

続きまして、45ページを御覧ください。課題の3つ目は、在宅生活の継続と家族介護者への支援です。こちらは、5つの考察から課題を抽出しております。

1つ目は、12ページ、考察4になります。在宅医療に関する周知です。「人生の最期まで住み慣れた自宅で生活したい」との回答は多いものの、在宅医療の認知度は決して高くなく、在宅での医療や介護のイメージも、「内容は分からない」との回答が多くなっております。人生会議について周知し、高齢者本人の意向を汲み取りながら、在宅生活を送れるように在宅医療体制を構築していくことが必要であると感じました。

次に、2つ目は28ページ、考察8になります。在宅生活を継続するための支援です。医療や介護が必要になったとき、また人生の最期は自宅で過ごしたいというニーズが高いことが分かりました。在宅生活を継続していくためにも、回答

の割合が高かった「外出同行」、「移送サービス」などを中心に支援・サービスの提供が必要であると感じました。

次に、3つ目は30ページ、考察9になります。介護者への支援の充実です。介護のために仕事を辞めた人は全体の5.5%ですが、介護をしながら働く人は、何らかのやりくりをしながら働いていることが分かります。また、特に高度な介護が必要な場合、働きながらの介護の続行は難しいと感じる人が多いことが分かります。介護者が一人で不安を抱え込まないよう、介護サービスの利用を勧奨していく必要があると感じました。

次に、4つ目は35ページ、考察10になります。在宅生活が困難な要介護者とその家族への支援です。生活維持が難しい理由としては、身体介護の必要性の増大、認知症症状の悪化などが高くなっています。介護者の負担が増大しても、高齢者本人の意向により、在宅介護を選択するケースが多く見受けられます。認知症への支援の促進や在宅生活継続のための支援、介護者支援の充実等が必要とされています。

最後に、5つ目は37ページ、考察11になります。在宅医療、在宅サービス事業の促進です。在宅生活を維持するに当たり、特に要介護3から5の方の介護者の負担が大きくなる傾向があります。認知症の症状の悪化については、薬の飲み忘れや金銭管理の困難、一人での外出の困難など、自己管理能力の低下が見受けられます。生活を改善できると思う在宅サービスの結果も踏まえながら、介護者の負担の軽減をしていくことが必要とされています。

以上の5つの考察から、多くの方が在宅での生活を希望するも、介護者の負担は大きく、在宅生活を継続することが難しくなっているケースが見られました。要介護者の在宅生活を継続するためにも、介護者を含めた支援を考える必要があると考え、課題3としております。

続きまして、45ページを御覧ください。課題の4つ目は、認知症施策の推進です。こちらは、25ページ、考察7になります、認知症に対する支援の促進から抽出しております。認知機能低下のリスクは、全体の4割以上、80歳以上では5割を超える方が該当しています。また、要介護3から5の方の半数以上が認知症を抱え、対応に不安を感じる介護者が多い中で、認知症に関する相談窓口の認知度は低い状況です。全国的に認知症患者が増加傾向にある中で、令和5年6月には認知症基本法が制定され、基本的施策が示されました。

認知症に関する事業につきましては、今後も市が実施する事業を継続・強化していくとともに、認知症自体に対する理解の促進、相談窓口の周知等の必要があると考え、課題4としております。続きまして、45ページを御覧ください。課題の5つ目は、権利擁護の支援です。こちらは、16ページ、考察5になります、成年後見制度の周知・啓発と利用促進から抽出しております。成年後見制度は、判断能力が不十分な人を後見人が代理し、必要な契約の締結や財産の管理などを行い、本人の保護を図る制度です。今後、高齢者の独り暮らしが増加し、本制度を利用する可能性がある人が増えると考えられる一方で、制度の認知度は低くなっています。

本市におきましては、令和5年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでおります。本計画との整合性を図り、連携しながら、周知・啓発、利用促進を推進していく必要があると考え、課題5としております。

最後に、45ページ御覧ください。課題の6つ目は、サービス事業所への支援です。こちらは、42ページ、考察12になります、サービス事業所における人材確保・育成と業務の効率化、簡素化のための支援から抽出しております。

事業所の運営に関して、人材の確保や事務作業の多さに困難を感じていることが分かります。また、居宅介護支援事業所においては、困難事例が多いということも運営上の課題となっているようです。各事業所において、利用者のニーズも多様化し、業務内容も複雑になる中で、事務の煩雑さや人材の確保に苦慮している状況がうかがえます。介護職は専門性が高いことから、資格取得、研修等に向けた支援や新たな人材確保及び人材の定着について支援していくとともに、事務の効率化に向けた支援も必要であると考え、課題6としております。

議題2について、説明は以上です。

◎ ありがとうございました。大変に分かりやすく整理していただき、課題別に整理していただき、考察も分かりやすく資料にしていただけたと思います。それでは、御質問や御意見がありましたらお受けしたいと存じます。

いかがでございましょうか。事業所支援のあたりなど、何か感じるところはございましたでしょうか。

○ お話しいただいたとおりで、一番、計画の土台を支えるのはマンパワーということですので、このサービス事業の支援のための人材確保や育成については、ぜひ、例えば事務作業が負担だと言われているところで、どういう部分が具体的に簡素化できそうなのかなというのを追加で御調査いただくなど、そういう部分を工夫していただいて取り組んでいただくとよろしいかと思います。

もう一つは、9期計画の中に盛り込んでいくかどうかは別の話になると思うのですが、マンパワーの中には、今回作成していただいた地域活動マップにあるような、いわゆる民間というか、地域でサークル活動を立ち上げてくださっている方が多々いらっしゃいます。その中の問題が後継者問題ということで、主催していただいている方、立ち上げてくださった方も、特にこの何年かのコロナ禍で活動を一旦休止してしまったところに関しては、再開するのに少し問題があり、主催されている方も高齢の方が多くいらっしゃるので、この「何年か」の中で、高齢者の方にとって非常に変わってきますので、なかなかそこについて、今後活動が継続できるかどうか、できる限りはやっていきたいけれども、どこまでできるかというような具体的なお悩みもいただいている。公的なもの以外に、こういった部分についてのマンパワーの確保や活動の継続をどう支えていくかというのも、地域包括ケアシステムのもう一つの課題になってくるのかなと思いますので、そのあたりも少し検討いただけるといいかなと思います。

◎ ありがとうございました。ほかに、御質問やお気づきの点ござりますか。

○ 考察1 「骨折・転倒」のところで、急性期病院としても圧迫骨折や転倒での入院が多くなっている気がします。やはりその前をいろいろと見ると、骨折しやすいというか、骨粗鬆症などに関わってくるかなと思いました。なので、ぜひ健診等に来られた際に骨密度などを測って、自分の今の状態などを見ていただくことなどが本当はよいと思います。やはり、予防ですね。

今、暑い中、外出とかも非常に難しいかなと思いますが、いろいろなところで介護予防の事業をされていると思うので、ぜひ利用して、啓発もしていただいて、骨折の予防のところは非常に重要になってくるかと思います。

○ ありがとうございました。他に何かお気づきのことや御質疑あれば。

○ 課題5 「権利擁護の支援」ということで、一般成年後見制度の周知・啓発をしてほしいと思っております。日々、入院の患者様の御相談に現場で関わっていく中で、認知症になっていたりして、あらかじめ後見人の方がいらっしゃって御入院になられる方々は、いろいろな面がスムーズに進むので、こちらとしても大変助かっていますが、入院されてきてから状況が変わったりして、後見人がついた方がいいという状態になる方もいらっしゃるので、そういう場合はなるべく病院としてもいろいろサポートはしているところなのですが、やはり今後、ますます認知症の方や一人暮らしの方が増えてくるので、後見人制度の周知や利用を進めていくところは本当に重要になっていくのかなと感じております。

令和5年の3月からですかね、利用促進基本計画が策定されたということで、そういう利用促進の窓口を設けられているということが計画で触れられていましたが、今、新座市で後見人の相談が、ここに相談すれば大丈夫だよという窓口が実際あって、そこで相談の対応ができているということなのでしょうか。

● 成年後見に関しましては、市役所内にて、去年の4月から成年後見制度利用推進室という室を立ち上げて、そこで中心となって周知・啓発に取り組んでいるところです。その推進室自体の周知等もまだまだ低いのかなというところはありますかと存りますので、制度そのものとその相談窓口が、推進室だけではなく、例えば行政書士であったり司法書士であったり、それぞれ会ごとに相談受けていたりということもありますので、そういうことを含めて全面的に今後も周知は図ってまいりたいと考えています。

○ 例えば、深く関わっていく中で、今後、成年後見制度の利用が望ましいねという方が対象者としていらした場合は、市役所にこういった窓口がありますよと御案内差し上げてもいいということでしょうか。

● そうですね。成年後見制度を必要とされる方というのは、ケースによっていろいろあると思いますので、まずその初期段階での相談窓口としては、市役所の推進室を御案内いただければよろしいかと思います。

○ その推進室の、御案内的なチラシなどは特にはないのでしょうか。

● 推進室そのもののというのはないのですが、推進室ができてから、成年後見制度の御案内のチラシやパンフレットなどを作っておりまして、そこに推進室の連絡先入っておりますので、そういうものを御活用いただければと思います。

○ ありがとうございました。他に、何かお気づき、御質問等ござりますか。

○ 近年核家族化が進んでいてお一人暮らしの高齢者が増えています。歯科医としての意見ですが、9月に敬老の日がありますので、お一人のお母様やお父様がいらっしゃったら、ぜひ御家族の方が、お声掛けしてくれたらと感じています。病院としてはそういう取組で、これからお父さんのお口の中はどうかしらという関わり方はどうかと考えています。敬老の日に、ちなんではないけれども、1つのスタートのきっかけとして、おいしく食事ができる、お口の中の管理というのはやはり定期的な部分が必要なので、その1つのきっかけでどうかなという

を病院対応でさせておこうかなと思っています。

今、いろいろ資料読ませていただいて、これだけいろいろ各地区でいろいろなものやっているのに、「参加してもよい」というのが50%近くあるのはなぜなのだろうと感じます。あるいは、参加したいとか、こういうことに興味があるという皆様のお声をもう少し細かくすると、もっともっと参加ができるとか、あるいは立地条件に何か問題があって、行きたいけれども、そこには行けないなど、そういう部分もあるのではないかと思っています。これだけ参加してもよいという人数が50%近いのなら、もっと参加できる場所なり、何か興味があることというのを模索してもよろしいのかなと思いました。

◎ ありがとうございました。他に何かお気づきの点ございましたら。御質問でも。

○ 間もなく2025年問題が近付くに従って、我々、民生委員をやっている立場で思うことです。民生委員は本来公的な立場ですが、情報がほとんど民生委員に来ない。例えば高齢者相談センターとの間でも、日々接点があるようではないという、少し中途半端な状態になっていると感じます。アンケートなどいろいろのものを見ていくと、特に年齢が高くなるに従って独り暮らしが増えてくるような傾向、これは明らかに分かっている。そういう中で、民生委員は地域にはいますが、ほとんどそういう状況が把握できていない。そんな中で今回、9期の計画をつくるに当たって、その辺がとても気になっていたというか、本当は自主的にもっとやればいいと言われそうのですが、それもなかなかうまく踏み込んでいけないことがあります。

例えば私は西部地区の担当ですが、西部地区に関しては、高齢者相談センターの中にも定例会の際に毎回、初めから最後まで参加していただいて、遅ればせながらではありますが、研修会等も高齢者相談センターの方にお願いして始めたところです。そういうこと等があって、もっと市内全域でやる前から民生委員がいるものですから、その方々がもう少しこちらに目を向けるというか、動けるような基盤ができるといいなと思います。本当はあるはずですが、動けてないというのが実態です。ですから、こういう独り暮らしの方が増えてきて、問題がある、例えば見守りも必要など、いろいろな言葉の上では聞きますけど、なかなかそこに接点が持てないというような状況。何が原因でそうなったのかは少し不勉強で分からぬ部分もありますが、今後、地域活動していく上で、それをうまく構築しなければいけないのかなと大変痛感しているところです。

○ 昔は民生委員に情報が入っていたのですけども、プライバシーの問題から、なかなか入らなくなりました。また、いろいろな機関も地域の中にできてきたということもありますが、とにかく民生委員というのは、日本の地域社会の中で本当にベースになる組織というか人材ですから、有効に働いていただくことが大事なことだと思います。ありがとうございました。他に何か、お気づきの点がございましたら。

○ 公聴会から参加させていただいて、生の意見、それを本当に9期計画に生かしていくのにどうすればいいのかなと、責任の重さを感じているところです。とりわけ介護の、認知症の問題。介護保険法そのものが認知症にマッチしていないとか、あるいは若者の意見を反映させたらいいのかなど、あるいは人材不足、こういったものを9期にどうやって反映させていくのかなという責任の重さを感じ

ているところです。

- ◎ ありがとうございました。大変に今、広範に課題が広がっていて、一筋縄ではいかない。皆様大分御発言いただきましたが、御発言いただいた方でも何か御意見があれば。いかがですか。
- 1点確認させていただきたいのは、先ほど公聴会の話があって、その中で、コロナ禍における感染症パンデミックのことがありましたけれども、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中に感染症対策について入るべきなのか。新座市として別枠で感染症予防計画があり、そこに高齢者や施設の問題が入るのか。その辺がはっきり分からないので、教えていただきたいです。
- 今御質問いただきましたお話をすけれども、8期の計画の策定の際には、既に令和2年にコロナが発生しておりましたので、感染症の対策といいますか、事業所への支援という形で衛生用品の備蓄など、そういった取組みを計画に記載してきました。市全体としては、別に計画があります。別の部署になりますが、コロナはコロナでまた感染対策の計画がありますので、そちらに市で実施している事業全般を含めた形で計画はされていると思います。ただ、9期計画に向けても、多少また、考える部分があると感じております。
- ありがとうございます。分かりました。8期の中に入っていた部分はそのまま継続で、9期にも入っていくということで。
- 継続ではなく、今後、検討しますという形です。
- 情報提供ですが、県の感染症の計画に携わっている中で、課題になっていたのが、認知症対応型のグループホームが、今回の感染症のパンデミックで最も弱者だったという評価が出ていたことです。それは埼玉県内全体らしいのですが、認知症の方はどうしても部屋に閉じ込めておけない、ゾーニングができないので、どうしてもパンデミックが起きやすく、施設内で感染症が広まってしまったというのがどこでも同じだったそうです。その辺はやはり、こういう計画にもしっかりと、最も弱者の方々の支援というものは入れていただけるとありがたいと思います。
- ありがとうございます。他に何か御質問等ございますか。よろしいですか。今いろいろと委員の方から御意見をいただきました。御質問にはお答えもいただいだかと思います。事務局から何か、委員の皆様方の御意見等もお聞きになった上で、何か御発言、事務局からあればどうぞ。
- 今日いただいた御意見等を参考にさせていただきまして、今後また計画の策定がいよいよ具体的に難しくなってくると思いますので、また委員の皆様からもたくさん御意見いただければと感じております。よろしくお願ひいたします。
- 公述人の方から御意見をお聞きしたり、私も感じていることで、国の施策に関わることですけれども、9期が始まってからの大きな変化というと、ケアプランの有料化の話と、それから要介護1、2の総合事業化の話じゃないかと思ってい

ます。計画の中にそれを組み込むという話ではないですけれども、その辺も意識しながら、柔軟に対応できるようなことを考えておかないと、多分、非常に大きな影響が介護保険利用者の方々に出てくるところだろうと思いますので、お伝えしておきたいなと思います。

それでは、議題2についてはよろしいでしょうか。御意見をいただいた上で、計画づくりということに入していくことになろうかと思います。ありがとうございます。

(3) その他

◎ それでは、続いて議題3「その他」について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

● それでは、その他ということで1点、南部高齢者相談センターの業務について御報告をさせていただきます。

今まで、殿山亀寿苑内に事務所を置きまして運営しておりました。しかし、8月1日から、道場にあります旧保健センター2階に移転しまして、運営主体も殿山福祉会から市の直営として運営しております。今回の変更につきましては急遽決定をいたしましたので、変更のお知らせが事後となってしまいまして、申し訳ございません。旧保健センターは南部圏域外ではございますが、南部の圏域内には、市の施設でセンター事業を実施できる場所をすぐに準備することができませんでした。センターの業務は、ほぼ電話相談、またセンターから出向いての業務が多くなっております。また、南部圏域は、旧保健センターの場所は南部圏域に隣接いたしておりまして、直線距離でも700メートル程度のところでございますので、こちらに事務所を設置させていただきました。詳細につきましては、この後開催する地域包括支援センター運営委員会で御説明させていただきます。概要につきまして以上です。

◎ 次の委員会の日程等はよろしいですか。

● 次回の日程は、10月5日に開催を予定しております。また委員の皆様には、事前に御通知と資料の送付をしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

◎ ということでございますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、以上で議題を全て終了いたしました。それでは、第2回の介護保険事業計画等推進委員会、閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

● 委員の皆様、委員長、ありがとうございました。

3 閉会